

令和 7 年度

固定資産税（償却資産）申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は土地、家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

対象となる償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在に所有する資産について申告していただくことになっております。

つきましては、この手引きをご参照いただき、同封の申告用紙等に所要の事項をご記載のうえ、下記期限内に申告していただきますようお願いいたします。

また、インターネットを利用した電子申告が便利です。8 ページの提出方法をご覧ください。

【提出期限】令和 7 年 1 月 31 日まで

窓口での受付は令和 7 年 1 月 6 日から

お願い：提出期限間近になると窓口等が混雑しますので早めの提出にご協力ください。

《 目 次 》

I. 償却資産について	2
(1) 償却資産とは	2
(2) 償却資産の種類と具体例	2
(3) 申告の対象となる資産	2
(4) 申告の対象とならない資産	2
(5) 申告の対象となる主な償却資産（業種別）	3
(6) 国税の取扱いとの比較	3
(7) 償却方法と取得価額による申告対象	4
(8) 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）	4
(9) 建築設備における家屋と償却資産の区分	5
II. 償却資産に係る固定資産税の課税について	6
III. 償却資産の評価額・税額等の算出方法について	7
IV. 償却資産の申告について	8
償却資産申告書 記載例	9
種類別明細書（増加資産・全資産用）記載例	10
種類別明細書（減少資産用）記載例	11
V. 償却資産に関する Q & A	12



◇申告書の提出先・問合せ先◇

羽村市 市民部 課税課 資産税係

羽村市役所 1 階 ①番窓口（平日）午前 8：30～午後 5：00

※ 休日（土曜日）は開庁時のみ受理できます。

詳しくは市公式サイト「休日の市役所窓口開庁」をご覧ください。

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1

電話：042-555-1111 内線 152～154・156～158

I. 償却資産について

(1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有するものを含む)をいいます。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示
1	構築物	舗装路面、駐車設備、庭園、外構工事、門及び塀、緑化施設、広告設備 等
	建物附属設備	受・変電設備、予備電源設備、内装・内部造作、その他建築設備 等 ※詳しくは5ページの(9)建築設備における家屋と償却資産の区分を参照
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、太陽光発電設備(建材型除く) 等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99 及び 900～999」の車両)、構内運搬車、各種運搬具 等
6	工具、器具及び備品	パソコン、スマートフォン、陳列棚、レジスター、事務用機器、家具(事務机、応接セット等)、金庫、電気器具、ガス器具、医療機器、理美容器具、看板(ネオンサイン含む)、自動販売機、厨房機器、金型、測定・検査工具 等

(3) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。(1月1日取得の資産は、その前年の12月を取得年月とします。)

また、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ア 使用可能な期間が1年未満または取得価額が10万円未満であっても個別に減価償却をおこなっているもの
- イ 福利厚生のために供するもの
- ウ 建設仮勘定で経理されている資産(完成して事業の用に供している部分)及び簿外資産
- エ 遊休または未稼働の資産
- オ 改良費(資本的支出) ※新たな資産の取得として本体とは区分して申告
- カ 賃借人が貸店舗等に施工した内装・内部造作・建築設備等(譲渡等により取得した場合を含む)
- キ 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- ク 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- ケ 大型特殊自動車(陸運支局等への登録の有無にかかわらず申告対象)

(4) 申告の対象とならない資産

次の資産は償却資産の対象とならないので、申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの等
例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等※公道走行の有無は問いません。
- イ 無形減価償却資産(ソフトウェア、特許権、営業権等)
- ウ 繰延資産(創立費、開業費等)
- エ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入または必要経費としているもの)
- オ 取得価額が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- カ リース資産(次ページを参照)

【リース資産について】

リースに供されている資産の申告義務は、原則として資産の所有者（リース会社）にあります。
ただし、実質的に割賦販売と認められる場合（リース期間後に使用者に譲渡される場合）は、使用者が申告することになります。

(5) 申告の対象となる主な償却資産（業種別）

業 種	対象となる主な償却資産
各 業 種 共 通	パソコン、コピー機、事務机・椅子、タイムレコーダー、ロッカー、ルームエアコン、内装・内部造作等、応接セット、キャビネット(主として金属製のもの)、看板(広告塔、ネオンサイン)、自動販売機、レジスター、金庫、LAN設備 他
小 売 業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機・冷蔵機付)、簡易間仕切り 他
料理・飲食店業	テーブル・椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器 他
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台工事(島工事)、ゲーム機、両替機、玉貸機、還元機、カラオケ機器 他
理容業、美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール 他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 他
医（歯）業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、消毒殺菌機 他
印 刷 業	各種印刷機、製版機、裁断機、製本設備 他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となる小型特殊自動車を除く)、大型特殊自動車 他
製造業・鉄工業	金属製品製造設備、食料品製造設備、梱包機、施盤、ボール盤 他
ガソリンスタンド 自動車整備業	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク、防壁、コンプレッサー、溶接機、オートリフト、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー 他
不動産貸付業 駐 車 場 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、門・塀・緑化施設等の外構工事、舗装路面、機械式駐車装置(ターンテーブル) 他
農 業	ビニールハウス、温室管理装置等の農業用機械設備、耕運機、農耕用車両(軽自動車税の対象となる小型特殊自動車を除く) 他
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備 他

○上記の例示以外でご不明なものはお問合せください。

(6) 国税の取扱いとの比較

項目	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
償却計算の期間	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価(償却)の方法	「定率法」・「定額法」の選択制度	一般の資産は固定資産税定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳	認められます	認められません ※1
特別償却、割増償却、即時償却	認められません(租税特別措置法)	認められません
増加償却	認められます	機械装置に限り認められます(国税届出書等添付。写可)
評価額の最低限度額	備忘価格(1円)まで	取得価額の5/100 ※2
改良費(資本的支出)	合算評価	区分評価(本体と別資産で計上)
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	認められます(租税特別措置法)	取得価額の範囲により認められません(租税特別措置法)

※1 国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものは、圧縮前の取得価額を記載してください。

※2 評価額の最低限度は取得価額の100分の5に相当する額となります。償却済資産(耐用年数が経過した資産)であっても、事業の用に供している資産は申告の対象です。

(7) 償却方法と取得価額による申告対象

償却方法	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別に減価償却しているもの		申告対象			
中小企業者の少額資産特例 ※3		申告対象			中小企業者の少額 資産特例の適用外
一時に損金算入するもの ※4		申告対象外	申告対象		
3年間で一括償却するもの ※5		申告対象外		申告対象	

※3 租税特別措置法第28条の2、第67条の5(平成18年4月1日から令和8年3月31日までの取得資産)

※4 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※5 法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条第1項

(8) 地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)

平成24年度税制改正により、市町村が判断し条例で決定できる制度「わがまち特例」が導入され、羽村市税賦課徴収条例において課税標準の特例割合(軽減割合)を定めております。各特例の適用には別途申告が必要となりますのでお問い合わせください。

対象資産		根拠規定	取得時期	特例率	特例対象期間
汚水又は廃液の処理施設		第2項第1号	R4. 4. 1~R8. 3. 31	1/2	適用年度以降継続
下水道除害施設		第2項第5号		4/5	適用年度以降継続
太陽光発電設備	(1,000KW未満)	第25項第1号(イ)	R2. 4. 1~R8. 3. 31	2/3	適用後3年度分
	(1,000KW以上)	第25項第3号(イ)		3/4	適用後3年度分
風力発電設備	(20KW以上)	第25項第1号(ロ)		2/3	適用後3年度分
	(20KW未満)	第25項第3号(ロ)		3/4	適用後3年度分
地熱発電設備	(1,000KW未満)	第25項第1号(ハ)		2/3	適用後3年度分
	(1,000KW以上)	第25項第4号(ロ)		1/2	適用後3年度分
水力発電設備	(5,000KW以上)	第25項第3号(ハ)		3/4	適用後3年度分
	(5,000KW未満)	第25項第4号(イ)		1/2	適用後3年度分
バイオマス発電設備	(10,000KW以上 20,000kw未満)	第25項第1号(ニ)		2/3	適用後3年度分
	(10,000KW未満)	第25項第4号(ハ)		1/2	適用後3年度分
バイオマス発電設備 <small>(木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る)</small>	(10,000KW以上 20,000kw未満)	第25項第2号	R6. 4. 1~R8. 3. 31	6/7	適用後3年度分
浸水防止用設備		第28項	H29. 4. 1~R8. 3. 31	2/3	適用後5年度分

○上表は「わがまち特例」の一例を記載しております。

(9) 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においてはこれらの設備を家屋と償却資産とに区分して評価しています。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合 (テナント)	
			家屋	償却資産		
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		全 て 償 却 資 産	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備		◎		
	中央監視設備	設備一式		◎		
	電灯照明設備	屋外照明設備 屋内照明設備				◎
			○			
	電力引込設備	引込工事		◎		
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備 上記以外の設備		◎		
			○			
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等		◎		
			○			
	LAN設備	設備一式		◎		
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等		◎		
			○			
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			
	監視カメラ(ＩＴＶ)設備	受像機(テレビ)、カメラ 配管・配線等		◎		
○						
避雷設備	設備一式	○				
盗難非常通報装置	設備一式	○				
火災報知設備	設備一式	○				
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		
		屋内の配管等	○			
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			
消火設備	消火器、避難器具、ホースおよびノズル、ガスボンベ等		◎			
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備		◎		
		上記以外の設備	○			
	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎		
上記以外の設備		○				
その他の設備等	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート等		◎		
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		
		上記以外の設備	○			
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		

○賃借人(テナント)等、家屋の所有者以外の者が取り付けした内装・造作等の建築設備等の事業用資産については、賃借人等が償却資産として申告することになります。

Ⅱ. 償却資産に係る固定資産税の課税について

(1) 納税義務者

賦課期日(1月1日)現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

(2) 課税標準額

各資産の取得年月・取得価格・耐用年数から評価額を算出、評価額の合計が決定価格となります。決定価格がそのまま課税標準額となりますが、課税標準の特例が適用される資産は、特例適用後の額が課税標準額となります。

(3) 税 率

税率は1.4%です。

(4) 免税点

償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

(5) 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者、借地・借家人または代理人の方は、固定資産課税台帳に記載された評価額等を閲覧することができます。

毎年4月1日から閲覧ができますので、詳しくは市の広報、市公式サイトでご確認ください。

(6) 審査の申出

固定資産課税台帳に登録された評価額等に不服がある場合は、固定資産課税台帳に評価額等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に、羽村市固定資産評価審査委員会に対し、文書により審査の申出をすることができます。

なお、羽村市固定資産評価審査委員会の決定に不服がある場合は、同委員会の決定に対してのみ訴えを提起することができます。

(7) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3および同法附則第15条他に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

新たに特例対象資産を取得された方は、「固定資産税(償却資産)の課税標準の特例(非課税)申請書」および特例対象であることが確認できる書類をご提出ください。

(8) 耐用年数の短縮、増加償却などの承認を受けた資産

所轄の国税局長、税務署長の承認を受けた標記の資産については、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額が算出されます。

これらの資産を所有されている方は、別途届出が必要です。その際には、所轄官庁へ提出した書類の写しを添付してください。

(9) 申告をしない場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び羽村市税賦課徴収条例第74条の規定により過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

Ⅲ. 償却資産の評価額・税額等の算出方法について

(1) 評価額の算出方法

申告していただいた内容(取得年月、取得価額、耐用年数)に基づき、資産1品ごとに下記の算式により賦課期日現在の評価額を算出します。なお、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

$$\text{前年中に取得した資産の評価額} = \text{取得価額} - \text{取得価額} \times (\text{耐用年数に応ずる減価率} \div 2)$$

$$\text{前年前に取得した資産の評価額} = \text{前年度評価額} - \text{前年度評価額} \times \text{耐用年数に応ずる減価率}$$

(計算例)

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和6年度評価額
ルームエアコン	令和6年12月	350,000円	6年	0.319	(令和7年度評価額) 350,000円 - 350,000円 × (0.319 ÷ 2) = 294,175円
駐車場舗装	令和5年9月	3,500,000円	15年	0.142	(令和6年度評価額) 3,500,000円 - 3,500,000円 × (0.142 ÷ 2) = 3,251,500円
					(令和7年度評価額) 3,251,500円 - 3,251,500円 × 0.142 = 2,789,787円

<固定資産評価基準 別表第15 耐用年数に応ずる減価率表より>

耐用年数	減価率										
2年	0.684	19年	0.114	36年	0.062	53年	0.043	70年	0.032	87年	0.026
3	0.536	20	0.109	37	0.060	54	0.042	71	0.032	88	0.026
4	0.438	21	0.104	38	0.059	55	0.041	72	0.032	89	0.026
5	0.369	22	0.099	39	0.057	56	0.040	73	0.031	90	0.025
6	0.319	23	0.095	40	0.056	57	0.040	74	0.031	91	0.025
7	0.280	24	0.092	41	0.055	58	0.039	75	0.030	92	0.025
8	0.250	25	0.088	42	0.053	59	0.038	76	0.030	93	0.025
9	0.226	26	0.085	43	0.052	60	0.038	77	0.030	94	0.024
10	0.206	27	0.082	44	0.051	61	0.037	78	0.029	95	0.024
11	0.189	28	0.079	45	0.050	62	0.036	79	0.029	96	0.024
12	0.175	29	0.076	46	0.049	63	0.036	80	0.028	97	0.023
13	0.162	30	0.074	47	0.048	64	0.035	81	0.028	98	0.023
14	0.152	31	0.072	48	0.047	65	0.035	82	0.028	99	0.023
15	0.142	32	0.069	49	0.046	66	0.034	83	0.027	100	0.023
16	0.134	33	0.067	50	0.045	67	0.034	84	0.027		
17	0.127	34	0.066	51	0.044	68	0.033	85	0.026		
18	0.120	35	0.064	52	0.043	69	0.033	86	0.026		

(2) 課税標準額及び税額

- ・市内に所有する償却資産の評価額の合計が課税標準額(1,000円未満切り捨て※6)となります。(課税標準額の特例の適用を受ける資産がある場合は、適用後の額が課税標準額となります。)
- ・課税標準額に固定資産税率(1.4%)を乗じた額が年税額となります。
- ・年税額は、100円未満を切り捨てます。

※6 土地、家屋分の固定資産税の課税がある方は、土地、家屋、償却資産の課税標準額を合算して計算するため、端数処理に差が生じることがあります。

IV. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和7年1月1日現在、羽村市内に事業用の償却資産を所有している方です。
所有している資産を羽村市内で賃貸している方も含まれます。

(2) 申告方法

① 普通申告

前年中に増加または減少した資産を申告してください。

なお、今まで申告をしている方は同封の「償却資産明細書」をもとに、前年中の資産の増加・減少をご確認ください。(9ページから11ページの記載例を参照)

資産の増減	申告書	種類別明細書		記載事項
		増加資産用	減少資産用	
初めて申告される方	○	○		羽村市内に所在する全資産を種類別明細書(緑色)に記載してください。
増減がない方	○			申告書右下の項目18備考欄のⅠ資産の増減なしを○で囲み、(イ)欄に印字してある取得価額をそのまま(ニ)欄に転記してください。
増加資産がある方	○	○		種類別明細書(緑色)には増加した資産(申告もれを含む)のみ記載してください。
減少資産がある方	○		○	種類別明細書(赤色)には減少した資産(申告もれを含む)のみ記載してください。
増加・減少資産の両方がある方	○	○	○	種類別明細書(緑色、赤色両方)に増加・減少した資産(申告もれを含む)のみを記載してください。
廃業または資産所在地を市外に移転された方	○		○	令和7年1月1日現在、羽村市内で事業を行っていない方は、申告書右下の項目18備考欄のⅢ事業廃止等を○で囲み、廃止年月日を記載のうえ「市外転出・廃業・その他」のいずれかに○をつけて申告書(資産があった場合は、種類別明細書(減少資産用)も)を提出してください。
申告する資産がない方	○			申告書右下の項目18備考欄のⅡ該当資産なしを○で囲んでください。

② 電算処理による全資産申告

令和7年1月1日現在に羽村市内で所有するすべての資産について、全資産の評価額と課税標準額を算出して記載し、申告書と種類別明細書を提出してください。

廃業または資産所在地を市外に移転された方、申告する資産がない方は、申告書右下の項目18備考欄にその旨を記載し、申告書のみ提出してください。

(3) 提出方法

① 書類による申告手続き

所定の書式を羽村市役所に郵送または直接提出してください。

なお、郵送で提出される方で、申告書の控の返送を希望される場合、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

② 電子申告による申告手続き

● **ELTAX**(地方税ポータルシステム)により、インターネットを利用して申告することができます。詳しくは● **ELTAX**ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)でご確認ください。



償却資産申告書 記載例

令和7年1月00日

令和7年度

受付印

羽村市長宛

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

所有者コード 008000001	
8 短期耐用年数の承認	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
9 増加償却の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
10 非課税該当資産	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
11 課税標準の特例	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
12 特別償却又は圧縮配帳	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="checkbox"/> 定額法 <input type="checkbox"/> 定率法
14 青色申告	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

申告書及び納税通知書送付先 205-0000 東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1 羽村市商店 羽村市 太郎	1 住所 又は法人の本店所在地 羽村市緑ヶ丘5-2-1 (電話 042-XXXX-XXXX)	4 事業種目 (資本金等の額) 2 不動産業	5 事業開始年月 H15年4月	6 この申告書に 応答する者の 氏名及び 住所 羽村市 光子 (電話 042-XXX-XXXX)	3 個人番号 0000 0000 0000
---	---	---------------------------	--------------------	---	--------------------------

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)				前年中に取得したもの (ハ)				計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)			
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円
1 構築物																
2 機械及び装置																
3 船舶																
4 航空機																
5 車両及び運搬機																
6 工具、器具及び備品	1	5	7	0				350	328	000			1	556	000	
7 合計	7	2	7	8				350	328	000			7	256	000	

15 市内における事業所等資産の所在地 ① 羽村市 緑ヶ丘5-2-1 ② 羽村市 羽4122 ③ 羽村市	16 借用資産の有無 資産の名称 自動販売機 貸主の名称等 (有) 羽村リース	17 事業所用資産の所有区分 ① 自己所有 不備家 ② 自己所有 備家 ③ 自己所有 不備家
---	---	---

資産の種類	評価額 (ホ)				※ 決定価格 (ヘ)				※ 課税標準額 (ト)			
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円
1 構築物												
2 機械及び装置												
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬機												
6 工具、器具及び備品												
7 合計												

18 備考 (振付書等) 11

下記に該当する方は、番号を○で囲んでください。
 I 資産の増減なし
 II 償却資産なし
 III 事業廃止等 (年 月 日)
 市外転出・廃業・その他 ()

申告区分	受付	入力	印刷書 (増額)	印刷書 (減少)	返送
------	----	----	----------	----------	----

普通申告の方は、この部分は記載不要です。
 電算申告の場合は、「(ホ) 評価額」「(ヘ) 決定価格」「(ト) 課税標準額」を記載してください。

- 項目1: 所有者の住所(法人の場合は本店所在地)・電話番号を記載してください。
- 項目2: 氏名・屋号(法人の場合は法人名・代表者名)を記載してください。
- ① 項目3: 番号制度による個人番号または法人番号を記載してください。
個人番号を記載された場合は本人確認(番号確認、身元確認)が必要となります。
※償却資産を共有されている方は、記載不要です。
- ② 項目4: 事業種目を具体的に記載してください。
項目5: 個人の方は事業を開業した年月を、法人にあっては設立年月を記載してください。
- ③ 項目6: この申告書について直接応答できる経理担当者の氏名・電話番号を記載してください。
項目7: 税理士、会計士等に依頼されている場合は、その方の氏名・電話番号を記載してください。
- ④ 項目8~14: 各項目について、該当する項目を○で囲んでください。
- ⑤ 前年中に減少したもの(ロ): 令和6年1月2日~令和7年1月1日に減少した資産の取得額を種類別に記載してください。
- ⑥ 前年中に取得したもの(ハ): 令和6年1月2日~令和7年1月1日に取得した資産の取得額を種類別に記載してください。
- ⑦ 計(ニ): (イ)(ロ)(ハ)の合計額を記載してください。
- ⑧ 項目15: 羽村市内の事業所所在地(資産の所在地)を記載してください。また、資産所在地が複数ある場合は、各々の資産所在地を記載してください。
- ⑨ 項目16: 借用資産(レンタル・リース)の有無について該当するものを○で囲んでください。借用資産の名称と貸主の氏名・住所を記載してください。
- ⑩ 項目17: ①~③は「15. 資産の所在地」に対応しています。どちらか該当するものを○で囲んでください。
- ⑪ 項目18
備考
● 償却資産を共有されている場合 ⇒ 共有者全員の住所及び氏名
● 合併等があった場合 ⇒ 合併日、合併法人名、被合併法人名等
● 課税標準の特例適用資産、非課税資産または耐用年数の短縮等を適用した資産を所有している場合 ⇒ その届出書等の名称(写しを添付)
● その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について必要となる事項
下記の異動等について該当がある場合、記載してください。
I 前年中に資産の増減がなかった場合……「資産の増減なし」を○で囲む
II 償却資産の申告対象資産がない場合……「該当資産なし」を○で囲む
III 事業廃止等の異動があった場合……「事業廃止等」を○で囲み、異動事由、異動年月日、移転先住所等を記載する。

第二十六号様式 (提出用)

種類別明細書（増加資産・全資産用）記載例

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産および前年前に取得し申告されていなかった資産を記載してください。
 今回初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有のすべての資産を記載してください。

1		令和7年度										種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		2	
3		4		5			6				7		8		9		1枚のうち								
所有者コード		資産の名称等		取得年月			取得価額				耐用年数		備 額		課税標準の特例		課税標準額		増加事由						
80000001																									
行番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	年号	年	月	十億	百万	千	円	耐用年数	減価償却率	十億	百万	千	円	率	コード	十億	百万	千	円	1	2
01	1		内装設備一式	1	5	6	3	12	000	000	000	10	0.											1	2
02	6		冷暖房設備	1	5	6	6		150	000	000	6	0.											1	2
03													0.											1	2
04													0.											1	2
				小 計		2																			
						</																			

種類別明細書（減少資産用）記載例

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産および前年前に減少し申告されていなかった資産を記載してください。
同封の前年度の償却資産明細書から、減少した資産のみ転記してください。

令和7年度

種類別明細書（減少資産用）

所有者コード		所有者名		1枚のうち													
80000001		羽村市商店 羽村市 太郎		1枚目													
行番号	資産の種類	資産コード (抹消コード)	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取得価額	耐用年数	申告年数	減少の事由及び区分				摘要		
					年	月	日				1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他		1 全部	2 一部
01	6	00003	エアコン (a)	1	4	25	7	299,250	6		1・2	3・4	1	2	処分		
02	6	00004	冷凍冷蔵庫 (b)	1	4	28	9	226,800	6		1・2	3	4	1	2	〇〇店（〇〇市）へ移動	
03	6	00005	パソコン (c)	1	4	25	11	250,000	4		1・2	3	4	1	2	2台のうち1台減(処分)	
04											1	2	3	4	1	2	

18												1	2	3	4	1	2	
小計				3				776,050										

減少した資産について転記

償却資産明細書

所有者コード		所有者氏名又は名称		1頁									
80000001		羽村市商店 羽村市 太郎		1頁									
種類	資産コード	資産の名称	数量	取得時期			取得価額(円)	評価額(円)	決定価格(円)	特例減額(円)	課税標準額(円)	特例コード	補正コード
				年	月	日							
1	00001	ミドリガオカテンポ チェウシャジョウホソウ	1	平成	28	4	10	2,240,000	317,397	317,397	317,397		
1	00002	ミドリガオカテンポ オクガイキユウハイスイセツビ	1	平成	27	4	15	783,690	183,460	183,460	183,460		
		小計						3,023,690	500,857	500,857	500,857		
6	00003	エアコン (a)	1	平成	25	7	6	299,250	14,962	14,962	14,962		
6	00004	冷凍冷蔵庫 (b)	1	平成	28	9	6	226,800	11,340	11,340	11,340		
6	00005	パソコン (c)	2	平成	25	11	4	500,000	25,000	25,000	25,000		
6	00006	コピーファックス複合機	1	平成	21	12	5	735,000	36,750	36,750	36,750		
		小計						1,761,050	88,052	88,052	88,052		
		合計						4,784,740	588,909	588,909	588,909		

【記載例】

(a)	資産の名称	エアコン	(1) 種類別明細書（減少資産用）へ転記する。
	減少事由	廃棄処分	(2) 減少の事由は滅失となるため「2」に○をする。 (3) 減少の区分は全部となるため「1」に○をする。
(b)	資産の名称	冷凍冷蔵庫	(1) 種類別明細書（減少資産用）へ転記する。
	減少事由	市外へ移動	(2) 減少の事由は市外への移動となるため「3」に○をする。 (3) 減少の区分は全部となるため「1」に○をする。
(c)	資産の名称	パソコン	(1) 種類別明細書（減少資産用）へ転記する。
	減少事由	複数所有のうち、1つを廃棄処分	(2) 減少の事由は2台のうち1台を処分のため「2」に○をする。 (3) 減少の区分は一部となるため「2」に○をする。

V. 償却資産に関するQ & A

Q 1 : 毎年、税務署へ申告をしています。市への申告も必要ですか？

A 1 : 税務署への申告は国税(所得税等)の計算のためのものです。市へは、固定資産税(償却資産)の計算のために申告が必要です。

Q 2 : 資産の増減などの異動がなく、昨年と同じ内容でも申告は必要ですか？

A 2 : 資産の状況が変わっていても、申告は毎年必要です。

Q 3 : アパートを経営し、土地と家屋の固定資産税を納めています。償却資産の申告は不要ですか？

A 3 : アパートを建てると、駐車場のアスファルト舗装や門扉、駐輪場、屋外の浄化槽等が償却資産の該当になります。土地及び家屋の評価から除かれるため、償却資産の申告が必要です。

Q 4 : 昨年中に廃業しましたが、申告は必要ですか？

A 4 : 必要です。8 ページ(2)申告方法および9 ページを参考に記載してください。

Q 5 : 耐用年数が経過し、減価償却を終えた資産も申告は必要ですか？

A 5 : 廃棄または売却等をせず、事業のために使用できる状態である限り、申告の対象となります。なお固定資産税での評価額の最低限度は、取得価額の5%です。

Q 6 : 使用していない資産についても申告は必要ですか？また休業中も申告が必要ですか？

A 6 : 事業のために使用する目的をもって所有し、なおかついつでも事業のために使用できる状態であれば申告が必要です。

Q 7 : 貸駐車場を所有している場合も申告が必要ですか？

A 7 : アスファルト舗装、フェンス、車止め等が対象となり、申告が必要です。

Q 8 : 店舗を借りて、事業を行っています。申告はどのようにすれば良いですか？

A 8 : 建物は、家屋として所有者に固定資産税がかかります。建物以外の内装、設備類(家屋評価から除かれたもの)、外構工事、看板等が償却資産に該当します。

申告については、5 ページ(9)建築設備における家屋と償却資産の区分をご確認ください。

Q 9 : 特殊自動車(フォークリフトや農耕用車両等)の申告は必要ですか？

A 9 : 特殊自動車はその規格により小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分され、**小型特殊自動車は軽自動車税の対象のため償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず軽自動車の登録が必要です。**

特殊自動車で以下の要件①～⑤の**いずれか1つでも**該当するものは大型特殊自動車になり、償却資産の申告が必要です。

※要件 ①長さが4.7mを超えている ②幅が1.7mを超えている ③高さが2.8mを超えている
④最高速度が15km/hを超えている ⑤最高速度が35km/h以上の農耕作業用自動車

～ 調査等のご協力をお願い ～

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づく調査、または地方税法第354条の2に基づく、国税(所得税・法人税)関係申請書等の閲覧を行うことがあります。ご協力とご理解のほどお願いいたします。調査の結果、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

提出前にご確認ください

- 申告書に連絡先を記載されましたか？
- 「6 この申告に応答する者の係及び氏名」欄に連絡先の記入はされていますか？
- 「15 資産の所在地」欄、「17 事業所用家屋の所有区分」欄は記入されていますか？
- (電算処理方式の場合)全資産の種類別明細書は添付されましたか？
- (控の返送をご希望の場合)切手を貼った返信用封筒を同封されましたか？